

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 1 6 号)

平成 1 4 年 9 月 5 日

横情審答申第216号
平成14年9月5日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年6月29日港南戸第11号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書（平成○年○月○日申請,平成○
年○月○日交付）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書（平成○年○月○日申請，平成○年○月○日交付）」を一部開示とした決定は，妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書（平成○年○月○日申請，平成○年○月○日交付）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して，横浜市長（以下「実施機関」という。）が，平成13年4月12日付で行った，一部開示決定のうち請求者の印影を非開示とする部分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関は，横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号の規定に基づき，本件申立文書のうち請求者の印影を非開示としたものであって，その理由は，次のように要約される。

本件申立文書については，弁護士の職印の押印が予定され，職印の押印がなければ住民票の写しは交付されないものである。

弁護士の職印は，弁護士が弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条に規定する職務を遂行する上で必要不可欠なものであり，固有の財産権といえる。一般的な権利義務の変動をもたらす書類の真正性を担保する際に使用されるものであるから，その印影が開示されると，弁護士の財産権が侵害されるおそれがあるため，当該職印の印影に係る情報は，条例第7条第2項第4号の規定に該当し，非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は，次のとおりである。

実施機関は，請求者の印影を非開示とする根拠規定を適用する理由として，「公にすることにより，請求者の財産権が侵害されるおそれがあるため」としているが，「請求者の印影」が印鑑証明登録をされていない場合には，その印影には保護されるべき財産権は存在しないので，開示されても財産権が侵害されることはない。よって，「請求者の印影」についての非開示決定は根拠がなく，違法不当である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第2項ただし書（平成14年8月改正前）及び住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。題名は、平成13年10月改正前のもの）第3条第3号の規定に基づき、弁護士が職務上住民票の写し等を請求する場合に使用する日本弁護士連合会統一用紙であり、各用紙には通し番号が付されている。

各弁護士は、当該用紙を弁護士会から取得し、必要事項を記入し、職印を押印した上、これを取扱担当部署に提出し、住民票の写し等を請求することとされている。

イ 本件申立文書には、「請求の種別」、（請求に係る者の）「本籍・住所」、（請求に係る者の）「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」、「請求に係る者の氏名・範囲」、「住基法12条3項による特別の請求事項」、「使用目的・提出先」、「請求者 事務所所在地 資格・氏名」（用紙には、事務所所在地記載箇所の上方に所属する弁護士会を記載する箇所の指示として「 弁護士会所属」と、資格の記載箇所に「弁護士」と、また、氏名記載箇所には職印の押印箇所の指示として「職印」と、それぞれ印刷されている。）、「登録番号及び電話番号」等の記載欄があり、それぞれ必要事項が記載されるとともに、請求者の「資格・氏名」欄に当該弁護士の職印の印影が1箇所、また、記載項目欄枠外に捨印として職印の印影が1箇所、それぞれ押印されている。

ウ 実施機関は、（請求に係る者の）「住所」、（請求に係る者の）「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」及び「請求に係る者の氏名・範囲」に係る記載については、条例第7条第2項第2号に該当するとして、請求者の「資格・氏名」欄及び記載項目欄枠外に押印された弁護士職印の印影については、同項第4号に該当するとして、それぞれ非開示とした。

このうち、本件異議申立ての対象となったのは後者の妥当性であるので、この点につき判断する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」を非開示情報とする旨規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち請求者の印影、すなわち弁護士職印の印影について、本号に該当するとしている。

ウ 弁護士は、通常、職務上作成した自己名義の文書には、当該弁護士が真正に作成

したことの証として、職・氏名を表示した上、弁護士職印を押印する。

こうして作成される文書は、裁判所へ提出する訴状・準備書面、依頼者の代理人として締結する契約書等、いずれも社会的に重要な事項に関わるものであるが、作成名義が法律専門家の弁護士であることから、社会的に高い信用が寄せられる。

ところで、現在の取引慣行では、弁護士が作成名義を表示するにも、通常、その職・氏名の表示に加え、職印の押印が求められる。

弁護士作成名義の一部をなす職印の印影は、印鑑登録された個人印の印影と同様に保護する必要がある、これを一般的に開示すると、偽造される等の支障を生ずるものと認められる。

なお、弁護士は、職印の印影について証明を求められた場合、所属弁護士会に対し印影を示して申請することにより、所属弁護士会から印影に係る証明書の交付を受けることができるものである。

エ したがって、本件申立文書のうち請求者の印影は、本号に該当する。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち請求者の印影の部分を、条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 6 月29日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 7 月27日 (第 2 5 0 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 7 月12日 (第 2 7 3 回審査会)	・ 審議
平成14年 7 月26日 (第 2 7 4 回審査会)	・ 審議
平成14年 8 月 9 日 (第 2 7 5 回審査会)	・ 審議
平成14年 8 月23日 (第 2 7 6 回審査会)	・ 審議